

「介護予防・日常生活支援総合事業」の令和6年4月からの介護報酬改定に伴うサービスの報酬変更

(1) 令和6年3月末までの報酬

	項目	サービス類型	内 容	対象者	基本報酬	基本報酬	その他
					(月額包括報酬)	(1回単位)	
介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス	① 訪問型予防給付相当サービス	訪問介護員による身体介護・生活援助	事業対象者、要支援1・2(週1回程度)	1,176単位(1日につき39単位)	268単位(月4回まで)	●基本報酬と加算共に、国が定める額と同様 ●日額＝月額÷30.4(1円未満四捨五入)
				事業対象者、要支援1・2(週2回程度)	2,349単位(1日につき77単位)	272単位(月8回まで)	
				事業対象者、要支援2(週3回程度)	3,727単位(1日につき123単位)	287単位(月12回まで)	
		② 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)	身体介護を含まない生活援助	事業対象者、要支援1・2		230単位(月5回まで)	●初回加算 200単位/月
		③ 訪問型サービスC(短期集中予防サービス)		事業対象者、要支援1・2		※600円/回(利用者負担)(月4回まで)	
通所型サービス	① 通所型予防給付相当サービス	自立した生活に資する生活上の支援や生活機能向上機能訓練	事業対象者、要支援1・2(週1回程度)	1,672単位(1日につき55単位)	384単位(月4回まで)	●加算は、国が定める額と同様 ●日額＝月額÷30.4(1円未満四捨五入)	
			事業対象者、要支援2(週2回程度)	3,428単位(1日につき113単位)	395単位(月8回まで)		
		② 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)	運動器機能訓練を主とした自立支援に資する通所	事業対象者、要支援1・2		316単位(月5回まで)	●1回単価の最高額×0.8(1円未満四捨五入)
		③ 通所型サービスC(短期集中予防サービス)	生活行為向上複合プログラム(運動・口腔・栄養)	事業対象者、要支援1・2		※350円/回(利用者負担)(週1回程度で12回)	
		介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)				事業対象者、要支援1・2	

(2) 令和6年4月からの報酬

項目	サービス類型	内 容	対象者	基本報酬	基本報酬	その他	
				(月額包括報酬)	(1回単位)		
介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス	① 訪問型予防給付相当サービス	訪問介護員による身体介護・生活援助	事業対象者、要支援1・2(週1回程度)	1,176単位(1日につき39単位)	287単位(月12回まで)	●基本報酬と加算共に、国が定める額と同様 ●日額＝月額÷30.4(1円未満四捨五入)
				事業対象者、要支援1・2(週2回程度)	2,349単位(1日につき77単位)		
				事業対象者、要支援2(週3回程度)	3,727単位(1日につき123単位)		
	② 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)	身体介護を含まない生活援助	事業対象者、要支援1・2		230単位(月5回まで)	●初回加算 200単位/月 ●高齢者虐待防止措置未実施減算 1%/月	
③ 訪問型サービスC(短期集中予防サービス)				事業対象者、要支援1・2	※600円/回(利用者負担) (月4回まで)		
通所型サービス	① 通所型予防給付相当サービス	自立した生活に資する生活上の支援や生活機能向上機能訓練	事業対象者、要支援1・2(週1回程度)	1,798単位(1日につき59単位)	436単位(月4回まで)	●加算は、国が定める額と同様 ●日額＝月額÷30.4(1円未満四捨五入)	
			事業対象者、要支援2(週2回程度)	3,621単位(1日につき119単位)	447単位(月8回まで)		
		② 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)	運動器機能訓練を主とした自立支援に資する通所	事業対象者、要支援1・2		358単位(月5回まで)	●1回単価の最高額×0.8(1円未満四捨五入) ●送迎減算 37単位/片道 ●高齢者虐待防止措置未実施減算 1%/月 ●業務継続計画未実施減算1%/月
					③ 通所型サービスC(短期集中予防サービス)	生活行為向上複合プログラム(運動・口腔・栄養)	
介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)				事業対象者、要支援1・2	442単位	●初回加算 300単位/月	

介護予防ケアマネジメント費 報酬表 (丹南5市町共通)

	単価(令和6年3月末まで)	単価(令和6年4月から)	サービス	ケアプラン	サービス担当者会議	モニタリング(利用者との面接)
ケアマネジメントA(従前相当)	4,380円 初回加算 3,000円	4,420円 初回加算 3,000円	○指定介護事業所による現行相当サービス・サービスA(緩和した基準) ○サービスC(短期集中) ○複数サービスを利用する場合	作成あり	○	○ (3か月に1回)
ケアマネジメントB(簡略化したケアマネジメント)	2,130円 初回加算 3,000円	2,150円 初回加算 3,000円	ケアマネジメントA・C以外の場合	作成あり	△ (必要時)	△ (必要時)
ケアマネジメントC(初回のみのケアマネジメント)	1,490円 初回加算 3,000円	1,510円 初回加算 3,000円	○サービスB(住民主体) ○一般介護予防事業・民間事業のみ	作成なし	×	×

4,420

※ケアマネジメントB(1円単位四捨五入)＝基本報酬－[基本報酬×3%(サービス担当者会議に係る一月当たりの時間)]－[基本報酬×48.4%(モニタリングに係る

2,148.1

※ケアマネジメントC(1円単位四捨五入)＝70%×【基本報酬－[基本報酬×3%(サービス担当者会議に係る一月当たりの時間)]－[基本報酬×48.5%(モニタリン

1,503.7

※介護予防ケアマネジメント事業所が、介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所に委託する際に情報提供やケアプラン作成に協力した場合は、「委託連携加算(3,000円)」を算定する

※上記についてはR6.3.22丹南地区5市町で協議し決定。